平成２９年（フ）第３５１９号
東京都江東区東砂２丁目16－４－303
債務者　田中　生子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５２３号
東京都府中市住吉町１丁目78－８－206
債務者　澤谷　洋子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５２６号
東京都品川区西大井６丁目２－16－307
債務者　楢本　知子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５２７号
東京都葛飾区西亀有２丁目40－４－605
フィールドビレッジⅡ
債務者　丸山　実沙（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５３２号
東京都足立区谷在家２丁目２－１－202
債務者　Ｍ．Ａｉｓａｋａ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎこと　合阪　美香
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５３４号
東京都江戸川区一之江３丁目５－９　カミヤコーポＧ201
債務者　幸喜　　望
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５３５号
東京都足立区西保木間３丁目16－22－208
債務者　西川千津子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４２２号
栃木県塩谷郡塩谷町大字道下162番地１
破産者　有限会社ホクシン建材
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２３号
栃木県塩谷郡塩谷町大字道下162番地１
破産者　田代　英男
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３０号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸276番地
破産者　有限会社田中製作所
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
滋賀県近江八幡市西庄町1236番地１
破産者　有限会社マルサ
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第３３３号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目614番地の46　シャトレ狭山ケ丘102、前住所埼玉県所沢市若狭４丁目2478番地の11　コーポ若狭202
破産者　石森　英幸
1　破産債権の届出期間　平成29年６月23日まで
2　一般調査期日　平成29年７月26日午後２時40分
平成29年５月12日
さいたま地方裁判所川越支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３６７９号
大阪府四條畷市清滝中町30番55号、住民票上の住所大阪府高槻市東上牧３丁目16番１号
破産者　川辺　法隆
免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
平成29年５月15日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０４９号
東京都渋谷区代官山町９番10号
清算株式会社　株式会社セフテイ札幌
代表清算人　関谷　　博
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第１２号
東京都八王子市美山町2161番地８
清算株式会社　伊藤工業株式会社
代表清算人　伊藤　直樹
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第１号
千葉県松戸市古ケ崎３丁目3418番２号
清算株式会社　株式会社ダイム
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（ヒ）第３号
愛知県豊橋市西幸町字浜池333番地の９
清算株式会社　株式会社トッパ堂
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

再生債権の特別調査期間

平成２９年（再）第５号
群馬県みどり市大間々町高津戸1441番地
再生債務者　株式会社大間々カントリー倶楽部
特別調査期間　平成29年７月６日から平成29年７月７日まで
平成29年５月12日
東京地方裁判所民事第20部